

国立大学法人京都大学支援職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(賞与)</p> <p>第12条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する支援職員に対し、それぞれ基準日現在においてその者が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に、基準日以前6月の期間における別に定めるその者の勤務実績による割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(賞与)</p> <p>第12条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する支援職員に対し、それぞれ基準日現在においてその者が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に、<u>基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績による割合(別に定める支援職員に限る。)</u>及び基準日以前6月の期間におけるその者の勤務実績による割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則(令和8年達示第37号) この規則は、令和8年12月1日から施行する。</p>